

協賛金等取扱規程

公益財団法人母子衛生研究会

公益財団法人母子衛生研究会
協賛金等取扱規程

平成 24 年 4 月 1 日適用
平成 25 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この規程は、この法人が協賛者から金銭又はその他の財産（以下「協賛金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において協賛金とは、協賛者がこの法人の行う公益目的事業等に要する資金に充てるため、給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、協賛者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、貸与又は給付する物品、備品等（以下「協賛物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(協賛の申入れがあった場合の取扱手続)

第 3 条 この法人は、協賛を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとする。

2 協賛者からこの法人に対し協賛の申入れがあったときは、協賛内容（協賛金又はその他の財産）を確認しなければならない。

3 協賛の申入れを受けることとなったときは、当該協賛者に連絡するとともに、書面により協賛の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- (1) 協賛者の住所・氏名
- (2) 協賛金の額
- (3) 協賛物品・備品の量・種類等
- (4) その他必要事項

5 協賛金又は協賛物品等を受領したときは、協賛者に対し受領書を発行するものとする。ただし、金融機関の口座振替で協賛金を受領したときは、原則として受領書を交付しないものとする。

(協賛の申入れ不受理)

第 4 条 この法人は、協賛の申入者が次に掲げる者に該当する場合には、協賛の申入れを受理しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体又は事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を行っていると思われる者
- (3) その他理事長が不相当と判断する者

(補則)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。（平成 24 年 6 月 26 日制定）

附 則

この規程は、移行認定を受け登記を行った日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。